

## 免除申請はその後が大事です

失業など経済的な理由から国民年金保険料の納付が難しいときに利用できる免除制度は、審査の結果「一部免除」となることがあります。



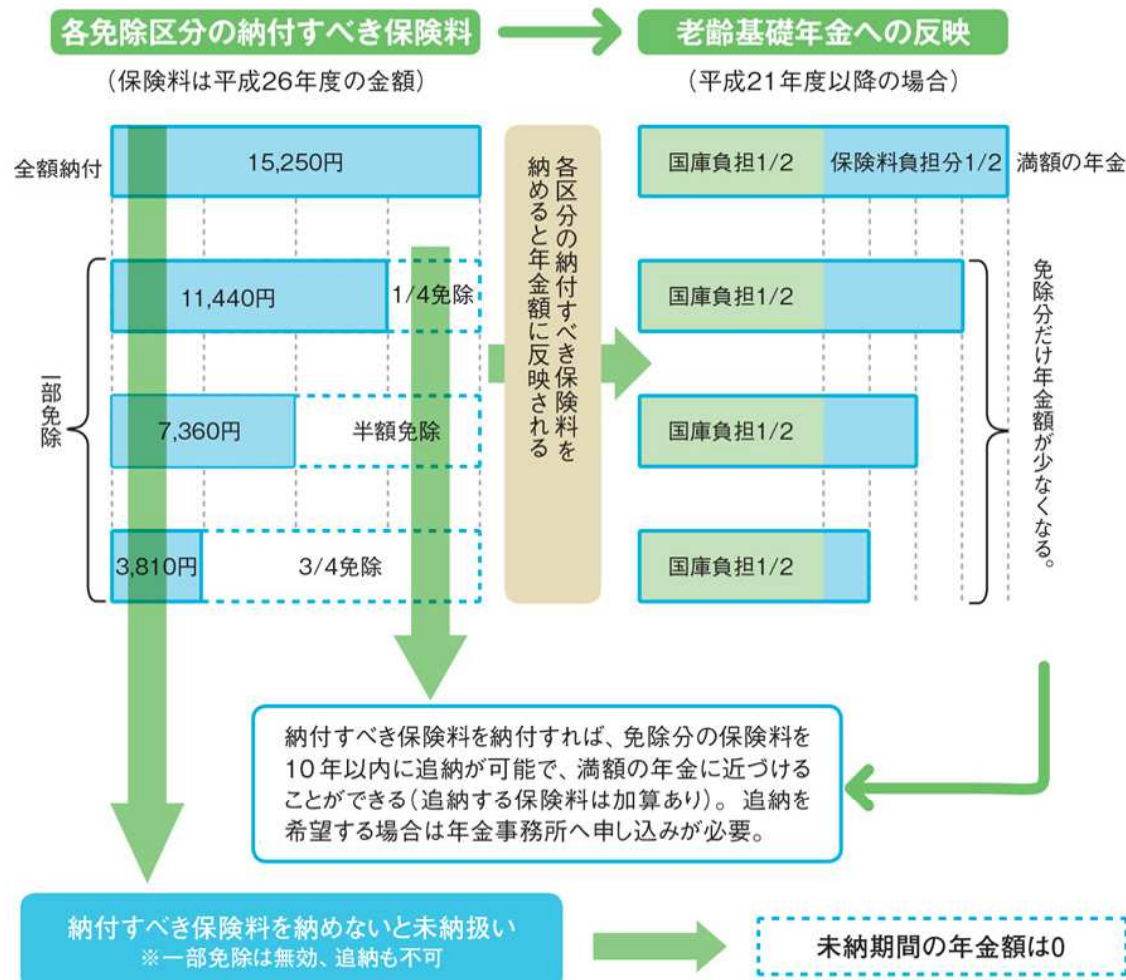
答える人  
先生  
社会保険労務士

聞く人  
晴子  
2年間さかのぼって免除申請をした結果、半額免除となった35歳

## 国民年金保険料「一部免除」の保険料負担と年金額への反映

老齢基礎年金額の半分は国庫負担です。「一部免除」の承認を受けた期間は、「残りの納付すべき保険料」を納付した場合のみ国庫負担分と合わせて年金額に反映されます。納付すべき保険料を納付しなかった場合は、国庫負担分の支給もありません。

※「全額免除」期間の老齢基礎年金は、国庫負担分のみ支給されます。  
※国庫負担の割合は、平成21年4月分以降は2分の1、平成21年3月分以前は3分の1



MEMO

### 一部免除が無効になってしまったら

一部免除が承認されたにもかかわらず、残りの納付すべき保険料を2年の期限内に納めなかった場合は、一部免除は無効となり未納期間となりますが、今なら平成27年9月までの期間限定で実施されている「後納制度」によって未納期間の国民年金保険料を納めることができます。過去10年以内に該当する期間があり保険料納付を希望する場合は、年金事務所へ申し込みと納付書を発行してもらえます。納付する保険料は「当時の残りの納付すべき保険料」ではなく、当時の1カ月分の保険料に加算を加えた額です。

### 国民年金保険料の免除制度 ~申請したら承認通知を確認する~

経済的に国民年金保険料の納付が難しいときは、未納のままにせず、免除制度を利用しましょう。免除の相談・申請手続きは、市区町村の国民年金課または年金事務所へ。

#### 免除申請後の流れ

免除申請  
↓  
所得と書類の審査

「承認通知」または「却下通知」が送付される

承認の場合は「全額免除」か「一部免除」が確認する。「一部免除」で承認された場合は、「残りの納付すべき保険料」を納付しないと一部免除は無効になるので、期限内に保険料を納付することが必要。

※一部免除は3種類  
4分の1免除、半額免除、4分の3免除

晴子 国民年金保険料の免除の申請をしたら「半額免除」の承認通知が届きました。免除期間は将来の老齢年金の額に反映されるので安心ですね。免除制度を教えていただいたので助かりました。

先生 承認通知のほかに保険料の「納付案内書」は届いていませんか？

晴子 そういえば、申請した期間の納付書が届いていたような気がします。

先生 保険料の納付期限は2年ですから、注意してくださいね。

晴子 半額免除が承認されたので、保険料を払わなくて大丈夫ですよ？

先生 いいえ、「残りの納付すべき保険料」を2年の納付期限内に納付しな

いと、半額免除は無効になります。

晴子 え？ 無効ですか？ でも、10年以内なら後から納付できますよね？

先生 一部免除は、納付期限を10年に延ばすという意味ではありません。一部免除は「残りの納付すべき保険料」を納めても老齢年金は免除分だけ少なくなります。そこで、免除分の保険料を10年以内に納めて満額の年金に近づける「追納制度」があるのです。

晴子 納付期限が10年に先延ばしになったと勘違いしていました。そうすると、まずは納付期限が古い「残りの納付すべき保険料」から納付する必要がありますね。さっそく手続きに行きます。

横山 玲子  
社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ  
http://www.r-yokoyama-office.jp/  
Twitterアカウント @mayokor